

## 別紙2 特記仕様書別記

### (適用業務)

第1条 この特記仕様書別記は、「胆沢第二発電所ほか除草及び土木工作物巡視点検等業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 本業務は、特記仕様書、図面、岩手県県土整備部が発行する土木工事共通仕様書のほか、岩手県企業局発電所保守要則を適用する。

### (目的)

第2条 本業務は、第3条に示す発電所の保安の確保及び正常な機能を維持することを目的とする。

### (業務場所)

第3条 本業務を行う主な場所は以下の通りとする。

- ・胆沢第二発電所 奥州市胆沢若柳 地内
- ・胆沢第三発電所 奥州市胆沢若柳 地内
- ・胆沢第四発電所 奥州市胆沢若柳 地内
- ・入畑発電所 北上市和賀町岩崎新田 地内

### (業務内容等)

第4条 本業務にて委託する業務内容は、別紙3「業務内容(概要)」、別紙4「業務内容(詳細)」及び別紙5「業務内容(除雪)」のとおりとする。

### (業務計画及び変更)

第5条 受注者は、本業務に係る業務計画書をあらかじめ作成し、監督職員の承諾を得ること。

2 当該計画書には、作業予定日、安全管理に関する計画、並びに従事者の氏名及び連絡先等を記載すること。ただし、発電停止を伴う作業等については、発注者が事前に作業予定日を指示する場合がある。

3 当該計画書の提出時に併せ、入畑発電所放水口巻上げ機を運転させる者の資格証を添付すること。

4 受注者が作業日を定めた場合の作業日の変更は、実施日の3日前までに監督職員に報告することを原則とする。なお、これに依り難い場合は実施前までに監督職員に連絡すること。

### (業務の指示)

第6条 土日及び祝祭日又は夜間等において、監督職員以外の企業局職員が監督職を代務する場合がある。

2 監督職員は、第3条の業務場所において異常気象や機器の異常により施設に障害が認められた場合、又は障害が発生する恐れがあり緊急対応が必要と判断される場合は、受注者と協議の上、第4条の業務内容以外の業務の実施を指示することができるものとする。

### **(安全管理)**

第7条 受注者は、労働安全衛生法を遵守して安全管理に努めること。

- 2 受注者は、作業を開始する際には気象状況等を十分に把握し、事故を未然に防止すること。
- 3 受注者は、各種作業において、安全保護帽等作業に必要な保安用具等を作業員に使用させ、安全を期して事故防止に努めること。
- 4 受注者は、著しい天候不良（大雨、強風等の警報発令時）及び河川の増水等により、危険な状況と判断した場合は業務を中止するものとし、作業の安全を図ること。  
なお、業務を中止した場合は速やかに監督職員へ報告すること。

### **(業務の報告)**

第8条 受注者は、点検及び作業を実施した場合、すみやかに別添の様式により監督職員へ報告すること。

- 2 ただし、点検又は作業時に発電に支障を与えるような異常を発見した場合は、直ちに監督職員へ連絡し、対応を協議すること。
- 3 電子データの納品は、3月の業務完了報告に併せて行うこと。

### **(鍵の貸与)**

第9条 発注者は、本業務の実施のため、第3条の業務場所の入口門扉等の鍵を貸与する。ただし、複製及び第三者への貸し出しは固く禁ずる。

- 2 受注者が退場する場合は、その都度施錠することを原則とする。
- 3 受注者は、業務完了報告書と共に貸与された鍵を監督職員へ返却すること。

別紙 3

胆沢第二発電所ほか除草及び土木工作物巡視点検等業務委託 業務内容（概要）

1 胆沢第二発電所（若柳堰堤）

	業務名	様式	回数(頻度)等	人数/回
(1)	除草業務（機械除草、集草、運搬・処分）	任意	年 2 回	-
(2)	土木工作物巡視点検業務（水路工作物、発電所建物その他）	1-1	年 12 回 （月 1 回）	2 名
(3)	業務用エアコン簡易点検業務	1-2 1-3	年 4 回 （6、9、12、3月）	2 名
(4)	沈砂池排砂業務	任意	年 1 回	-
(5)	水圧管路下清掃業務	任意	年 1 回	-
(6)	若柳堰堤塵芥回収業務	任意	年 3 回	-
(7)	集水柵堆積土砂撤去業務	任意	年 1 回	-
(8)	導水路支障木撤去業務	任意	年 5 回 （発注者が指示した場合）	-
(9)	管理用道路碎石敷均し業務	任意	150m	-

2 胆沢第三発電所

	業務名	様式	回数(頻度)	人数/回
(1)	土木工作物巡視点検業務 （水路工作物）	2-1	年 12 回 （月 1 回）	2 名

3 胆沢第四発電所

	業務名	様式	回数(頻度)	人数/回
(1)	除草業務（機械除草、集草、運搬・処分）	任意	年 2 回	-
(2)	土木工作物巡視点検業務 （水路工作物、発電所建物その他）	3-1	年 12 回 （月 1 回）	2 名
(3)	放水路排水業務	任意	年 1 回	-

4 入畑発電所

	業務名	様式	回数(頻度)	人数/回
(1)	土木工作物巡視点検業務 （水路工作物、発電所建物その他） 冬季対策（転落防止柵の取外、設置）を含む	4-1	各年 12 回 （月 1 回）	2 名
	放水口巻上機定期自主検査業務	4-2		
	放水口巻上機運転日誌	4-3		
(2)	側溝清掃作業	任意	年 2 回	-

## 5 その他

業務集計表（様式5）を毎月提出すること。

安全教育の実施状況を報告すること。

報告書の提出に際しては、状況写真を添付すること。

別紙 4

胆沢第二発電所ほか除草及び土木工作物巡視点検等業務委託 業務内容（詳細）

1 胆沢第二発電所

(1) 除草（機械除草）業務

① 業務範囲

	作業場所	除草面積 (m <sup>2</sup> )	うち集草、運搬 処分面積(m <sup>2</sup> )	図面番号
ア	若柳堰堤	404.6	0.0	01
イ	導水路	17,011.4	6,923.3	02~10、12~13
ウ	補助水槽	1,093.0	0.0	10
エ	余水路	289.4	0.0	11
オ	水圧管路	6,575.8	6,575.8	13~16
カ	調圧水槽	328.5	328.5	16
キ	発電所	1,423.3	1,423.3	16~17
ケ	放水路横坑	181.3	0.0	18
コ	放水路右岸側(2回目のみ)	1,625.1	1,625.1	19
サ	放水路左岸側(2回目のみ)	1,578.3	1,578.3	19
シ	放水路管理用道路	3,148.1	3,148.1	19
ス	放水路(放水口)	139.1	139.1	19
セ	放水路管理用道路法面	1,415.9	1,415.9	20
	(1回目除草面積)	32,010.4	19,954.0	
	(2回目除草面積)	35,213.8	23,157.4	
	<b>除草面積合計</b>	<b>67,200</b>	<b>43,100</b>	

② 実施時期および回数

各除草業務は、原則として7月および8月下旬から9月下旬までの年2回実施すること。ただし、「コ 放水路右岸側」、「サ 放水路左岸側」の除草は作業員の安全確保のため、胆沢第二発電所の運転を停止させる必要があることから、別途監督職員が指定する期間（2回目の3日間程度）に1回実施することとする。集草、運搬及び処分の時期については適宜行うこと。

③ 特記事項

6 その他（1）除草業務の特記事項のとおり。

(2) 土木工作物巡視点検業務

以下の設備について『巡視点検報告書（甲）（乙）（様式 1-1）』により異常の有無を確認すること。

- ① 若柳堰堤、取水口
- ② 導水路、余水路
- ③ 補助水槽、調圧水槽
- ④ 水圧管路
- ⑤ 代替放流設備
- ⑥ 放水路
- ⑦ 発電所建物その他（変電所）

なお、冬期間で除雪作業を行わない箇所（余水路、補助水槽、放水路）においては、積雪により点検が困難な場合は、点検を省略することができる。

(3) 業務用エアコン簡易点検業務

- ① 対象施設 発電所 業務用エアコン 3台、若柳堰堤 業務用エアコン 1台
- ② 実施時期 四半期(6月、9月、12月、3月)の巡視点検業務に併せて行うこと。
- ③ 業務内容 『業務用エアコン簡易点検報告書(様式1-2)、(様式1-3)』により行うこと。

(4) 取水口沈砂池排砂業務(図面番号21)

- ① 対象施設 取水口沈砂池
- ② 業務期間 監督職員が指定した日時に実施すること。
- ③ 業務内容 堆積している土砂等を散水等により沈砂池排砂ゲートから流下させること。
- ④ 特記事項 若柳堰堤の抜水や排砂ゲートの開閉操作は原則として発注者が行う。

(5) 水圧管路下清掃業務

- ① 対象施設 水圧管路
- ② 業務期間 落葉後(11月を目途)に実施すること。
- ③ 業務内容 人力により塵芥を収集し、胆江地区衛生センターへ運搬のうえ、一般廃棄物として処分すること。処分する際には、必要に応じて土等を除去すること。

(6) 若柳堰堤塵芥回収業務(図面番号21)

- ① 対象施設 若柳堰堤
- ② 業務期間 監督職員が指定した日時に実施すること。
- ③ 業務内容 若柳堰堤網場の塵芥を回収し、塵芥回収BOXへ集積すること。
- ④ 特記事項 若柳堰堤監視棟の備品を使用して塵芥回収を実施しようとする場合は、書面にて協議のこと。

(7) 集水桝堆積土砂撤去業務

- ① 対象施設 胆沢第二発電所構内
- ② 業務期間 監督職員が指定した日時に実施すること。
- ③ 業務内容 胆沢第二発電所構内の集水桝に堆積した土砂を撤去すること。

(8) 導水路支障木撤去業務

- ① 対象施設 胆沢第二発電所導水路
- ② 業務期間 監督職員が指定した日時に実施すること。
- ③ 業務内容 胆沢第二発電所導水路等の倒木の処理を行うこと。

(9) 管理用道路砕石敷均し業務

- ① 対象施設 胆沢第二発電所放水路管理用道路
- ② 業務期間 監督職員が指定した日時に実施すること。
- ③ 業務内容 胆沢第二発電所放水路の管理用道路の轍やぬかるみを補修すること。

**2 胆沢第三発電所 土木工作物巡視点検業務**

以下の設備について『巡視点検報告書(甲)(乙)(様式2-1)』により異常の有無を確認すること。

- ① 水圧鉄管(入口弁から上流側の露出している部分)
- ② 放水路、放水路ゲート

※ その他の土木工作物は、共同事業者である電源開発(株)や国土交通省(胆沢ダム)が管理する共有設備

### 3 胆沢第四発電所

#### (1) 除草業務

##### ① 業務範囲

発電所及び周辺の機械除草 2,004.7 m<sup>2</sup> (図面番号 21)

すべて集草、運搬及び処分の対象とする。

##### ② 実施時期および回数

原則として7月および8月下旬から9月下旬の年2回実施すること。

集草、運搬及び処分については適宜実施すること。

##### ③ 特記事項

6 その他(1) 除草業務の特記事項のとおり。

#### (2) 土木工作物巡視点検業務

以下の設備について『巡視点検報告書(甲)(乙)(様式 3-1)』により異常の有無を確認すること。

##### ① 取水口

##### ② 水圧管路

##### ③ 放水路

##### ④ 発電所建物その他(屋外変電所)

#### (3) 放水路排水業務(土木工作物定期点検補助 図面番号 21)

発注者が行う放水路の定期点検のため、放水路に角落しを設置し、排水作業を行う。ただし、作業は発電所の運転を停止させる必要があることから、別途監督職員が指定する日に実施することとする。

### 4 入畑発電所

#### (1) 土木工作物巡視点検業務

以下の設備について『巡視点検報告書(甲)(乙)(様式 4-1)』により異常の有無を確認すること。また、放水口巻上機の点検を『放水口巻上機定期自主検査報告書(様式 4-2)』および『放水口巻上機運転日誌(様式 4-3)』により行うこと。なお、放水口ホイストの操作は、有資格者が行うこと。

##### ① 取水口(浮動スクリーン)

##### ② 水圧管路(上水道水圧鉄管を含む)、バルブ室内各設備

##### ③ 放水路(放水路ゲートおよびホイスト)

##### ④ 発電所建物その他

##### ⑤ 冬季対策および解除作業

4月を目途に発電所上流擁壁天端の転落防止柵の据付を行い、11月頃に同撤去を行う。

#### (2) 側溝清掃作業

##### ① 対象施設 入畑発電所構内側溝 55.5m(図面番号 22)

##### ② 実施時期 年2回(5月頃及び11月頃)を目途とする。

##### ③ 業務内容 側溝を人力にて清掃する。清掃で用いる用具等は受注者で準備すること。

### 5 その他

#### (1) 除草業務の特記事項

作業場所に石や蜂の巣などがあり、作業員の安全確保に支障をきたす恐れがあると判断された場合は、撤去又は作業員への周知等により安全を確保すること。また、倒木等があ

り、作業に支障を来すと判断された場合は監督職員へ報告すること。(企業局が所有、又は、管理する土地以外からの倒木である場合は、その土地所有者、又は、管理者へ連絡し、承認を得た上で処理すること。)

除草範囲に疑義が生じた場合には、監督職員に協議すること。また、植生状況等に応じ作業箇所を変更することがあること。その際は、合計面積の範囲内とし、作業箇所を監督職員より別途指示する。刈った草については十分に乾燥させた後に集草すること。集草後は胆江地区衛生センターへ運搬し、一般廃棄物として処分すること。処分先を変更する場合は監督職員の承認を得ること。

- (2) 発電施設の正常な機能を維持するため、別途協議により修繕作業を指示する場合がある。
- (3) 打合せについては、必要な都度実施するものとする。

## 別紙 5

### 胆沢第二発電所ほか除草及び土木工作物巡視点検等業務委託 業務内容（除雪）

#### 1 作業内容

- (1) 除雪作業は下記施設において実施するものとし、範囲は別紙図面とする。
  - ①入畑発電所構内（図面番号 23）
  - ②上記以外の箇所について、特に緊急性が高く必要と認められた場合は、監督職員が除雪作業の指示を行う場合がある。
- (2) 除雪の際に使用する機械は、発電所にあるハンドガイド型除雪機（以下、「除雪機械」という。）を貸与することとする。また、燃料費、及び、消耗品費は受注者にて負担することとする。
- (3) 除雪は原則として、監督職員及び企業局職員からの指示を受けた場合に行うこととする。
- (4) 前項において天候の悪化などにより、初期除雪を行うことが適切と判断した場合は、予め監督職員へ出動報告を行うこととする。
- (5) 契約時における昼間除雪単価適用時間は、8：00～17：00 までの 9 時間とし、夜間時間外除雪単価適用時間は 5：00～8：00 までの 3 時間とする。

#### 2 除雪作業特記事項

- (1) 受注者は契約後直ちに施工計画書を監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。
- (2) 除雪作業に必要な下準備は受注者が行うこと。
- (3) 発電所構内入口にある門扉の鍵は、業務期間中貸与するが下記事項に留意すること。
  - ①鍵の紛失及び複製の禁止
  - ②第三者への貸与禁止
  - ③門扉を開閉した場合は、出入りの都度鍵を掛けること。
- (4) 作業開始前までに建設機械借受申請書（様式 7-1）を発注者へ申請し、貸付を受けること。
- (5) 発注者より建設機械貸付通知書を受領後、貸与機械について異常が無いか確認するとともに、建設機械受領書（様式 7-2）及び建設機械機能現況確認書（様式 7-3）を発注者へ提出すること。
- (6) 作業中に当該施設及び周辺に、損害を与えた場合は監督職員へ報告するとともに、受注者の責任において原形復旧を行うこと。
- (7) 受注者の過失により除雪機械を破損させた場合は監督職員へ報告するとともに、受注者の責任において必要な修理を行うこと。
- (8) 除雪機械の故障等により作業の継続が困難となった場合は、直ちに監督職員へ報告するとともに、今後の除雪作業対応について協議を行うこと。

#### 3 業務報告

- (1) 受注者は毎月除雪実施報告を取りまとめ、除雪実施報告書として監督職員へ提出すること。
- (2) 除雪の必要性の判断のために、巡回し必要が無いと判断される場合は、積雪量が確認できる写真を撮影し、巡回業務月報（様式 6-3）及び巡回業務完了報告書（様式 6-4）と併せて監督職員へ提出すること。
- (3) 除雪実施報告書は下記内容を総称したものである。
  - ①道路等除雪業務実施調書（様式 6-1）
  - ②道路等除雪業務完了報告書（様式 6-2）
  - ③状況写真（作業前、作業中、作業後）

## 電子納品特記仕様書〔業務〕

### 1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

### 2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

( ) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。  
 (○) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

### 3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		△	
DRAWING	図面		△	
PHOTO	写真		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

### 4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で2 部提出すること。

### 5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

### 6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

## 電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者  
住 所  
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル1)	部		令和 年 月	

[備考]

- 電子納品チェックシステムによるチェック
  - ・電子チェックシステムのバージョン：\_\_ . \_\_ . \_\_
  - ・チェック実施年月日：令和\_\_年\_\_月\_\_日
  
- CD-Rが複数となる場合のそれぞれの内容
  - ・1/〇：\_\_
  - ・2/〇：\_\_

(様式1-1) 巡視点検報告書 (甲)

所長	次長	課長	主任主査	主査	課員	ダム水路主任技術者	発議者

施設名	胆沢第二発電所	点検日	～
点検区分	土木工作物巡視点検	点検者	
頻度	1月に1回	天候	

機器設備	区分	巡視の項目	判定	継続監視・補修予定項目	備考
水路工作物	堰堤	堰堤本体及びその周辺			
		堰堤護岸及び護床			
		予備発電機走行レール			
		堰堤制水門巻上機上屋			
		堰堤制水門捲揚機			
		堰堤制水門扉			
		若柳堰堤監視棟及びその周辺			
	調整池	湖面及び湖岸			
		網場			
	取水口 沈砂池	粗目スクリーン			
		取水口本体及びその周辺			
		沈砂池湖面			
		排砂ゲート			
		連絡通路			
		細目スクリーン			
		自動除塵機			
		制水門上屋			
		制水門捲揚機			
		制水門扉			
	導水路	導水路本体及びその周辺			
	補助水槽 調圧水槽	補助水槽本体及びその周辺			
		余水路及びその周辺			
		有刺鉄線柵			
		調圧水槽			
	分水管	分水管本体及びその周辺			
		転落防止柵			
	水圧管路	鉄管本体			
		鉄管基礎及びその周辺			
		フェンス (横断橋付近)			
		農業用水配管及びその周辺			
		転落防止柵 (本管バルブ付近)			
	代替放流設備	本管バルブ			
代替放流管本体及びその周辺					
堅坑本体及びその周辺					
代替放流主ゲート					
代替放流副ゲート					
放水路	放水路本体及びその周辺				
	放水路ゲート捲揚機				
	放水路ゲート				
	フェンス				
	転落防止柵				



(様式1-2) 業務用エアコン簡易点検報告書

施設名	胆沢第二発電所	所長	次長	課長	主任主査	主査	課員	起案
点検区分	業務用エアコン 簡易点検							
点検種別 点検頻度	3ヶ月(6・9・12・3月)	点検者					天候	
点検年月日	( 曜日)							

No	点検箇所	点検項目	状況	処 理
1	室外機	異常振動・異常音はないか	有・無	
2		表面に損傷はないか	有・無	
3		草などがからまっていないか	有・無	
4		ゴミは付着していないか	有・無	
5		周辺に油のにじみはないか	有・無	
6		周辺に通風を妨げるものはないか	有・無	
7		熱交換器下部に腐食はないか	有・無	
8		熱交換器表面に飛散水による腐食はないか	有・無	
9		熱交換器表面に損傷はないか	有・無	
10	配管	劣化していないか	有・無	
11	室内機	熱交換器に霜付きはないか	有・無	
12		熱交換器に油のにじみはないか	有・無	
13		フィルターは汚れていないか	有・無	

特 記 事 項

フロン排出抑制法(平成27年4月施行 環境省)の簡易点検

胆沢第二発電所の業務用エアコンは以下の通り  
 室外機型番 日立 RAS-AP50HVM2 圧縮機電動機定格出力 0.65kW  
 室外機型番 日立 RAS-AP50HVM4 圧縮機電動機定格出力 0.65kW  
 室外機型番 日立 RAS-AP80HVM 圧縮機電動機定格出力 1.38kW

(様式1-3) 業務用エアコン簡易点検報告書

施設名	若柳堰堤監視棟	所長	次長	課長	主任主査	主査	課員	起案
点検区分	業務用エアコン 簡易点検							
点検種別 点検頻度	3ヶ月(6・9・12・3月)	点検者					天候	
点検年月日	( 曜日)							

No	点検箇所	点検項目	状況	処 理
1	室外機	異常振動・異常音はないか	有・無	
2		表面に損傷はないか	有・無	
3		草などがからまっていないか	有・無	
4		ゴミは付着していないか	有・無	
5		周辺に油のにじみはないか	有・無	
6		周辺に通風を妨げるものはないか	有・無	
7		熱交換器下部に腐食はないか	有・無	
8		熱交換器表面に飛散水による腐食はないか	有・無	
9		熱交換器表面に損傷はないか	有・無	
10	配管	劣化していないか	有・無	
11	室内機	熱交換器に霜付きはないか	有・無	
12		熱交換器に油のにじみはないか	有・無	
13		フィルターは汚れていないか	有・無	

特 記 事 項

フロン排出抑制法(平成27年4月施行 環境省)の簡易点検

若柳堰堤監視棟の業務用エアコンは以下の通り  
 室外機型番 日立 RAS-AP140HVM2 圧縮機電動機定格出力 3.95kW

(様式2-1) 巡視点検報告書 (甲)

所長	次長	課長	主任主査	主査	課員	ダム水路主任技術者	発議者

施設名	胆沢第三発電所	点検日	～
点検区分	土木工作物巡視点検	点検者	
頻度	1月に1回	天候	

機器設備	区分	巡視の項目	判定	継続監視・補修予定項目	備考
水路工作物	取水口(共有設備)	(管理外のため項目なし)	-	(ダム共有設備)	
	水圧管路(共有設備)	(管理外のため項目なし)	-	(ダム・発電共有設備)	
	水圧管路(専有設備)	鉄管本体(分岐箇所～入口弁)			
	制水バルブ(共有設備)	(管理外のため項目なし)	-	(発電共有設備)	
	放水路(専有設備)	放水路本体及びその周辺			
放水路ゲート捲揚機および制御盤					
放水路ゲート					
発電所建物その他	発電所建物その他	(管理外のため項目なし)	-	(発電共有設備)	

特記事項

判定 ○:良好 △:継続監視項目あり ×:不良(機能に支障あり)  
 新規事項 朱書き 継続事項 黒書き 備考欄には不良個所の状態等を記入  
 共有設備については電源開発株式会社が点検を行う。放水路については外観点検のみ。

巡視点検報告書 (乙)

継続監視項目				
番号	区分	発見年月日	内容	前回からの変化

補修予定項目					
番号	区分	発見年月日	内容	予定年度	備考

特記事項

(様式3-1) 巡視点検報告書 (甲)

所長	次長	課長	主任主査	主査	課員	ダム水路主任技術者	発議者

施設名	胆沢第四発電所	点検日	～
点検区分	土木工作物巡視点検	点検者	
頻度	1月に1回	天候	

機器設備	区分	巡視の項目	判定	継続監視・補修予定項目	備考
水路工作物	取水口	スクリーン			
		除塵機			
		緊急取水ゲート			
		架台			
	水圧鉄管	鉄管本体			
		流量計室及びその周辺			
		放流弁			
	放水路	放水路本体及びその周辺			
		転落防止柵			
	屋外変電設備	基礎コンクリート及びその周辺			
発電所建物その他	発電所建物その他	発電所建物及びその周辺			
		階段及び手摺			
		ガードレール			
		転落防止柵			
測定関係	堰堤水位		スクリーン前水位		
	スクリーン前塵芥		スクリーン後水位		

特記事項

判定 ○：良好 △：継続監視項目あり ×：不良（機能に支障あり）

新規事項 朱書き 継続事項 黒書き 備考欄には不良個所の状態等を記入

巡視点検報告書 (乙)

継続監視項目					
番号	区分	発見年月日	内容	前回からの変化	
補修予定項目					
番号	区分	発見年月日	内容	予定年度	備考

特記事項

## (様式4-1) 巡視点検報告書(甲)

所長	次長	課長	主任主査	主査	課員	ダム水路主任技術者	発議者

施設名	入畑発電所	点検日	～
点検区分	土木工作物巡視点検	点検者	
頻度	1月に1回	天候	

機器設備	区分	巡視の項目	判定	継続監視・補修予定項目	備考	
水路工作物	取水口	取水口本体及びその周辺	—		ダム管が管理する共有設備	
		浮動スクリーン			企業局専有設備	
		スクリーン	—		ダム管が管理する共有設備	
		取水口ゲート開閉装置	—		〃	
		取水口ゲート	—		〃	
	放流設備 バルブ室	発電用副バルブ				
		充水バルブ(発電用)				
		バルブヒータ(発電用)				
		発電用副バルブ機側操作盤				
		制水バルブ(上水用副バルブ)				注2
		充水バルブ(上水用)				注2
		バルブヒータ(上水用)				注2
		機側操作盤(上水用取水弁制御盤)				注2
	水圧管路 トンネル	空気弁				
		連絡用トンネル				注3
		FRP管本体				
		FRP管押えバンド及び基礎				
		鉄管本体(発電用)				
		鉄管本体(上水用)				注2
		固定台(1号～3号)および小支台				注3
		搬入口				注3
		水圧管路点検通路				注3
		水圧管路照明設備				注3
		排水ピット、排水ポンプ				注3
	放水路	水圧鉄管点検通路 湧水量 (10cm上昇にかかる時間測定)			ℓ/min 注1 (秒)	注3
		放水路本体及びその周辺				
		放水路ゲートホイスト				
発電所建物 その他	発電所建物 その他	放水路ゲート				
		発電所建物及びその周辺				
		門扉及び侵入防止柵				
		転落防止柵				

## 特記事項

判定に際しては、異音、異臭、加熱、振動、漏水、変色、亀裂等の有無を確認すること。

注1 水圧鉄管点検通路 湧水量(ℓ/min) = 200/(10cm上昇にかかる時間(秒))×60

排水ピットの表面積=20×10<sup>3</sup>(cm<sup>2</sup>)

注2 入畑ダムバルブ室上水道バルブ設備等管理委託協定書による点検項目  
(岩手中部水道企業団の専有設備)

注3 入畑発電所の共同施設の管理に関する協定に基づく点検項目  
(当局が管理する共有設備)

判定 ○:良好 △:やや不良(機能に支障なし) ×:不良(機能に支障あり)

新規事項 朱書き 継続事項 黒書き 備考欄には不良個所の状態等を記入



(様式4-2) 放水口巻上機定期自主検査報告書

施設名	入畑発電所	所長	次長	課長	主任主査	主査	課員	起案	
点検区分	放水口巻上機 定期自主検査								
点検頻度	1か月	点検者 (受託者)							
点検年月日									
検査証番号		型式	巻上機	定格荷重 (t)	5	揚程 (m)	12		
NO	区分	検査項目	検査方法	チェック欄	判定基準				
1	巻上機械 装置	ブレーキ	ブレーキ	ブレーキの効き具合	良・否	片効き等がなく、効き具合が適正であること。			
2			電磁石の作動状態	良・否	異音又は異臭がなく、作動が円滑であること。				
3		電磁式ディスクブレーキ	ディスク・ホイールの作動状態並びに摩耗及び損傷の有無	無・有	片効き等がなく、効き具合が適正であること。				
4			チェーンの状態	無・有	5リンクピッチの和が161.7mm (限界値) を超えていないこと、チェーン線径が10.1mm (限界値) を下回らないこと、亀裂が生じていないこと。				
5		チェーン	給油状態	良・否	給油が適正であること。				
6			チェーンへの砂、ほこり、水分等の付着の有無	無・有	砂、ほこり、水分等の付着がないこと。錆、ねじれ、キズ等がないこと。				
7		クサリバケット	機体等への接触の状態	機体その他への接触の有無	無・有	接触がないこと。			
8			クサリバケット	クサリバケットの異常の有無	無・有	取付け金具に緩みがないこと、異物が入っていないこと、チェーンの収納に問題が無いこと。			
9		フック	本体	フックの亀裂、変形及び摩耗の有無	無・有	亀裂、著しい変形又は摩耗がないこと。			
10				フックのねじ部のがたの有無	無・有	著しいがたがないこと。			
11				フックの口の開きの異常の有無	無・有	著しい口の開きの増加がないこと。			
12			フックラッチ、アイドルシーブ等	シタカナグ、首部の異常の有無	無・有	シタカナグと首部の間に隙間が無いこと、左右均一なこと、軽く360° 回ること、ボルト・ナットのゆるみがないこと。			
13		アイドルシーブの異常の有無		無・有	滑らかに回転すること、チェーンがスムーズに動くこと。				
14		玉掛ワイヤロープの外れ止め装置 (フックラッチ) の亀裂及び変形の有無	無・有	亀裂又は著しい変形がないこと。動作に問題が無いこと。エンボスマーク間の寸法が83mm (購入時の寸法) を超えないこと、フック厚さが摩耗により40.4mm以下 (限界値) とならないこと、フック下側厚さが53.2mm以下 (限界値) とならないこと。					
15			無・有	亀裂又は著しい変形がないこと。動作に問題が無いこと。エンボスマーク間の寸法が83mm (購入時の寸法) を超えないこと、フック厚さが摩耗により40.4mm以下 (限界値) とならないこと、フック下側厚さが53.2mm以下 (限界値) とならないこと。					
16	電気関係	配電盤	配線用遮断器	開閉動作部のモールドの破損の有無	無・有	破損していないこと。			
17			電磁接触器	接触子の接触面の荒れ及び摩耗の有無	無・有	著しい荒れ又は摩耗がないこと。			
18		コントローラー	作動方向の表示板	損傷及び汚れの有無	無・有	損傷又は著しい汚れがなく、表示が鮮明であること。			
19			ペンダントスイッチ	作動状態	良・否	作動が適正であること。低速 (ボタン半押し)、高速 (ボタン全押し)。			
20				損傷及び表示の汚れの有無	無・有	損傷がなく、表示が鮮明であること。			
21		集電装置	ケースカバー及び吊り下げ用保護装置の異常の有無	無・有	破損していないこと。				
22			給電ケーブル・レール	ケーブルの伸張する部分の曲がり、ねじれ等による異常及び劣化の有無。ボルトのゆるみの有無	無・有	曲がり、ねじれ等による異常又は劣化がないこと。			
23	機内配線	露出配線	被覆の損傷の有無	無・有	著しい損傷がないこと。				
24	安全装置	巻過防止装置	作動位置及び作動状態の適否	良・否	定められた位置で、確実に作動すること。				
25			レバー等の変形及び摩耗の有無	無・有	変形又は摩耗がないこと。				
26	特記事項								

## 入畑発電所 5.00t巻上機運転日誌

所 長	次 長	課 長	主任主査	主 査	主 任	課 員	発 議

巻上機運転者： \_\_\_\_\_

運転日      年    月    日 (    )

玉 掛 者： \_\_\_\_\_

作 業 内 容	月例点検 ----- ----- -----
------------------	---------------------------------

点 検 項 目		
1	巻上機設置架台に異常はないか	無・有
2	給電・コントローラーケーブルに異常はないか	無・有
3	チェーンの給油状態は良いか	良・否
4	各部の給油状態は良いか	良・否
5	コントローラーの操作は円滑に行えるか	良・否
6	過巻防止装置、巻上下げの動作は良いか	良・否
7	ブレーキの動作は良いか	良・否
8	異音・異臭・振動はないか	無・有
9	各部材固定部ボルトの弛みはないか	無・有

特記事項





様式第6-2号

岩手県企業局  
 県南施設管理所長 様

受注者 住所  
 氏名

## 道路等除雪業務完了報告書

											出動の指示日時		甲の指示者氏名			
											月	日	時	分		
作業年月日	発電所名				業務場所・区間				作業量	除雪機械名	天候	気温				
	1									m <sup>3</sup>		°C				
	2									m <sup>3</sup>		°C				
	3									m <sup>3</sup>		°C				
	4									m <sup>3</sup>		°C				
	5									m <sup>3</sup>		°C				
8		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
20		21	21	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8			
運転時間											時	分				
昼間 8:00~17:00											時	分				
夜間時間外 5:00~8:00											時	分				
整備時間											時	分				
休憩時間											時	分				
作業内容等	1	作業量	(L)	×	(W)	×	(H)	=	m <sup>3</sup>	サービス アワー タコ } メーター読み	走行距離計読み					
		降雪量	cm													
	2	作業量	(L)	×	(W)	×	(H)	=	m <sup>3</sup>	A 始業時						
		降雪量	cm								B 終業時					
	3	作業量	(L)	×	(W)	×	(H)	=	m <sup>3</sup>	C = B - A						
	降雪量	cm								燃料・消耗品等補給量						
4	作業量	(L)	×	(W)	×	(H)	=	m <sup>3</sup>	ガソリン	L	軽油	L				
	降雪量	cm								カッター/エッジ	組	スリッパ/カーブ	本			
5	作業量	(L)	×	(W)	×	(H)	=	m <sup>3</sup>	タイヤ	本	シャープペン	本				
	降雪量	cm														
監督・オペレーター									確認日	令和 年 月 日 ( )						
特記事項									確認者	職	氏名	印				

巡回業務月報

岩手県企業局  
 県南施設管理所長 様

住所  
 受注者  
 氏名

月	日	発電所名	巡回時間		時間帯別		摘要
			開始時間	終了時間	8時～17時	5時～8時	
11	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
	21						
	22						
	23						
	24						
	25						
	26						
	27						
	28						
	29						
	30						
	31						
		合計					

(注) 発電所毎に別葉すること。

様式第6-4号  
 岩手県企業局  
 県南施設管理所長 様

住所  
 受注者  
 氏名

巡回業務完了報告書

実施年月日						
巡回時間	開始時間	終了時間	稼動時間			
			昼間作業		夜間作業	
	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時		
発電所名						
巡回結果						
項目	結果	備考				
天候状況		快晴	晴れ	曇り	雨	
		雪	小雪	吹雪	みぞれ	その他
路面状況		0-路面乾燥	1-除雪済	2-路面凍結	3-シャーベット	
		4-路面湿潤	5-圧雪	6-新設		
除雪の必要性						
巡回者氏名		印			印	
確認者 職 氏名						

様式7-1

令和 年 月 日

岩手県企業局  
県南施設管理所長 様

申請者 住所

氏名

印

## 建設機械借受申請書

記

### 1 機械及び種別

機 械 名

形 式

管理番号 -

登録番号 -

### 2 借受目的

### 3 借受期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

岩手県企業局  
 県南施設管理所長 様

受注者

印

## 建設機械受領書

下記のとおり受領しました。

業務名	胆沢第二発電所ほか除草及び土木工作物巡視点検等業務委託			
機 械 名	型 式	管 理 番 号	登 録 番 号	貸 付 期 間
		-	-	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
引渡し年月日	令和 年 月 日		引渡し場所	
現場における管理責任者氏名			運転者氏名	
			( 昭和 年 月 日生 )	

建設機械機能現況確認書

機 械 名	型 式	管 理 番 号	登 録 番 号	確 認 年 月 日
		-	-	令和 年 月 日
確 認 の 場 所	入畑発電所			
項 目		状 況		備 考
アワーメーター又は	引 -	-		
走行距離計の読み	返 -	-		
原動機	エンジン、モーター	良 ・ 不良		
動力伝動装置	クラッチトルコン、 変速機減速機等	良 ・ 不良		
走行装置	ホイール、ブレーキ等	良 ・ 不良		
電気装置	発電、受電、 蓄電、 発明、警報	良 ・ 不良		
計器制御	メータ、レバー類	良 ・ 不良		
作業装置		良 ・ 不良		
土木部	物品管理者		監督員	
	印		印	
受託人	管理責任者印		運転者	
	印		印	